

飯島賢二の

やさしく解決!

第6回



株式会社 飯島 綜研
代表取締役 飯島 賢二

難問道場

Q IT化社会の到来といわれ続けている昨今、我社もソフトやハードを再点検し、その準備を実施しようかと思っていますが、そのタイミングを計りかねています。良いアドバイスがあれば、教えてください。

A

2000年11月に成立した「IT基本法」では、5年以内に世界最先端のIT国家を目指すと言明し、翌年「e-JAPAN戦略」と名付けた政策プログラムを打ち出しています。この政策方針の下、平成15年度の税制改正で「IT投資促進税制」が創設されました。その骨子は、平成15年1月1日から同18年3月31日までの間に、パソコンなど一定のIT関連設備等を取得して、国内の事業用に使った場合、取得価額の10%相当額を法人税から控除する(税額控除)か、取得価額の50%相当額の特別償却のいずれかを選択適用できるというものです。

今回の改正の特徴は、適用対象設備にインターネット電話などの最新鋭の設備がOKとなった上、ソフトウェアでも対象可能となりました。また、資本金3億円以下の企業に関しては、税額控除の対象にリース(リース料金総額の60%)も含まれるという点では、画期的といえるかもしれません。更に、当期の法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については、1年間の繰越しができる点も、大変ありがたい制度となっているでしょう。

もう少し具体的に、いくつかのポイントを述べてみます。まず対象者は、青色申告を提出する法人、個人事業者に限られ、大企業(資本金3億円超)も特別減税の対象になります。また、減税の価額基準があり、資本金規模により、大企業・中堅・中小企業別、買取かリースか、ハードウェア・ソフトウェア別に対象商品の最低価額が決められているので、注意が必要です。

そして、50%の特別償却にするか、10%の税額控除にするかは、個々の企業の選択となっています。当年度においては「特別償却」、長期的に判断した場合は「税額控除」…というような、我社にとってどちらが優位選択になるかのシミュレーションを、しっかり検討したうえで、導入を決断されること、肝心ですのでお話しておきましょう。「今こそチャンス・IT投資!」……例によって、詳細は「貴社の顧問税理士」にご相談ください。

